

## 第5回 全体研究会

報告者とテーマ：

段 毅 （広東労維弁護士事務所）

「 律師介入集体劳資糾紛後的角色 」

李 琪 （首都經濟貿易大学）

「 中国的工会与劳工非政府組織（NGO） 」

日 時：9月20日（金）18：00～20：00

場 所：大学院校舎8階・東アジア研究所共同研究室1

司 会：高橋 伸夫 （慶應義塾大学）

使用言語：中国語

第5回全体会議では、「中国の労使関係」をテーマに2人の中国からの専門家を招いて報告を受けた。広東地域を中心に、数多く集団労使訴訟、集団団体交渉に関わった経験を持つ弁護士の段毅氏（広東労維弁護士事務所）による「労働団体交渉における弁護士の役割」の報告は、中国の弁護士制度についての紹介と、実情として弁護士が集団労使紛争、団体交渉に関わる際の役割についてであった。段氏によれば、弁護士の役割は主に、労働者たちの団結力と交渉力の育成すること、労働者を組織し、代表の選出すること、団体交渉チームの結成すること、労働者の要求の調査とまとめること、最後に企業側との交渉に臨むことの5つであり、各役割について事例を挙げて紹介した。法律の弁護よりも、労働運動の

リーダーという一面が強調された。しかし、現実の問題として、弁護士の交渉能力の欠如、政府との関係の曖昧さ、労働者からの信頼の欠如という点についての指摘もあった。

李琪氏（首都經濟貿易大学）は「中国の工会（労働組合）と労働NGO」というタイトルで報告した。まず中国における全国総工会の性質、構成、会員数、組織の規模、6つの機能について、総体的に紹介した。労使紛争が多発する近年、基層工会の増設が目立つがその多くは形式的なものに過ぎず、労使紛争において、工会が労働者の利益を代弁できていないのが現状であると指摘した。そこで登場したのが、労働者の生活補助、維権活動の支援、労務関連情報の提供などを行っている労働NGO組織である。報告者は、労働NGOの活動資金の出所、身分の曖昧性、組織運営における問題点も指摘した。

会場からは、中国の工会改革の可能性、労働問題と政治制度との関連性などの質問が寄せられた。参加者は20人を超え、意義のある議論が活発に交わされた。